

外国（地域）企業常駐代表機構の 名称変更の際に提出する必要がある文書および証明書

番号	文書または証明書の名称
1	「外国（地域）企業常駐代表機構登記（届出）申請書」
2	外国（地域）企業の連続2年以上の合法営業証明書
3	外国（地域）企業の資産信用証明
4	審査認可機関の認可文書
5	登記証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 5、番号2について、合法営業証明書は外国（地域）企業が所在している国家あるいは地域の関連機関が発行する、企業の連続2年以上の主体資格証明書あるいはその他の営業証明書を指す。
- 6、番号3は、該当外国（地域）企業と取引がある金融機関が発行する資産信用証明の原文を指す。
- 7、番号3、4は、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。若し、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオ及び台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱いなければならない。
- 8、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 9、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

外国（地域）企業常駐代表機構の 首席代表者変更に際して提出する必要がある文書および証明書

番号	文書または証明書の名称
1	「外国（地域）企業常駐代表機構登記（届出）申請書」
2	外国（地域）企業常駐代表機構の首席代表者・代表者の情報表
3	首席代表者の任命・解任文書
4	首席代表者の履歴書および身分証明書
5	審査認可機関の認可文書
6	登記証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を 1 部のみ提出すればよい。
- 5、番号 2-4 は、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。若し、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機関の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオ及び台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱いなければならない。
- 6、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 7、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

外国（地域）企業常駐代表機構の 外国（地域）企業名称、住所変更の際に提出する必要がある文書および証 明書

番号	文書または証明書の名称
1	「外国（地域）企業常駐代表機構の登記（届出）申請書」
2	所在国（地域）登記機関の名称、住所に対する審査文書
3	審査認可機関の認可文書
4	登記証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を 1 部のみ提出すればよい。
- 5、第 2 番目は、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。若し、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機関の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオ及び台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱いなければならない。
- 6、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 7、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

外国（地域）企業常駐代表機構の 企業責任形式、資本（資産）、業務範囲変更の際して提出する必要 がある文書および証明書

番号	文書または証明書の名称
1	「外国（地域）企業常駐代表機構の登記（届出）申請書」
2	外国（地域）企業責任形式、資本（資産）、業務範囲変更の証明書
3	審査認可機関の認可文書
4	登記証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を 1 部のみ提出すればよい。
- 5、第 2 番目について、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。若し、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオ及び台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱いなければならない。
- 6、変更が認可された後、登記証の原本を提出し、新登記証に交換しなければならない。
- 7、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

外国（地域）企業常駐代表機構の 駐在住所変更に際して提出する必要がある文書および証明書

番号	文書または証明書の名称
1	「外国（地域）企業常駐代表機構の変更登記申請書」
2	新駐在住所使用証明書
3	審査認可機関の認可文書
4	登記証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を 1 部のみ提出すればよい。
- 5、番号 2 は、外国（地域）企業の変更証明書は所在国の主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。若し、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオ及び台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱いなければならない。
- 6、変更が認可された後、登記証の原本を提出し、新登記証に交換しなければならない。
- 7、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

外国（地域）企業常駐代表機構の 滞在期間変更の際に提出する必要がある文書および証明書

番号	文書または証明書の名称
1	「外国（地域）企業常駐代表機構変更登記申請書」
2	外国（地域）企業の連続2年以上の合法営業証明書のコピーおよび資産信用証明
3	審査認可機関の認可文書
4	登記証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆、サインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を1部のみ提出すればよい。
- 5、番号2について、合法営業証明書は外国（地域）企業が所在している国家あるいは地域の関連機関によって発行される、企業の連続2年以上の主体資格証明書あるいはその他の営業証明書を指す。合法営業証明書はの主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。若し、所在国は中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機構の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオ及び台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱いなければならない。
- 6、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 7、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

外国（地域）企業常駐代表機構の 権利署名者届出に際して提出する必要がある文書および証明書

番号	文書または証明書の名称
1	「外国（地域）企業常駐代表機構変更登記申請書」
2	外国（地域）企業が権利署名者に対する授權委託書あるいは証明書
3	審査認可機関の認可文書
4	登記証の写し

注：

- 1、本申請書は、黒またはブルーブラックの万年筆あるいはサインペンではっきりと記入しなければならない。
- 2、以上の文書は、写しと明記されているものを除き、原本を提出しなければならない。
- 3、提出する文書が外国語である場合、翻訳会社の社印を押した中国語の訳文を提出しなければならない。
- 4、同時に複数の項目の変更（届出）を申請する場合、同様の資料を 1 部のみ提出すればよい。
- 5、番号 2 について、合法営業証明書は外国（地域）企業が所在している国家あるいは地域の関連機関によって発行される、企業の連続 2 年以上の主体資格証明書あるいはその他の営業証明書を指す。合法営業証明書は主管機関の公認を経て、所在国の中国大使館に提出・認証する。若し、所在国が中国と外交関係を構築していない場合、所在国の中国と外交関係がある第三国大使館の認証を取得してから、第三国の中国大使館に送付・認証する。ある国家の海外属地が発行する文書は、まず当該属地の公認を取得し、当該国の外交機関の認証を経て、最終に当該国の中国大使館に送付・認証しなければならない。香港、マカオ及び台湾地域企業代表機構の関連文書は、現行規定により取り扱いなければならない。
- 6、変更が認可された後、登記証および代表証の原本を提出し、新登記証および代表証に交換しなければならない。
- 7、代表機構が変更になる場合、外国（地域）企業は登記機関に指名されるメディアにより公告しなければならない。

外国（地域）企業の常駐代表機構 登記（届出）申請書

□ 基本情報(記入必須)					
代表機構名称		統一社会信用コード (設立の場合、記入必要がない)			
電話番号		郵便番号			
駐在住所					
□ 設立(設立登記のみ)					
首席代表者氏名		代表者氏名			
業務範囲	(企業状況に基づいて、申請者は「企業登記政府部門情報共有表」の関連内容を記入しなければならない。常駐機構は営利性活動に従事できない、承諾書提出の必要がない。)				
駐在期限	年	月	日から	年	月 日まで
認可駐在期限 (認可に係る場合、記入)	年	月	日から	年	月 日まで
設立認可担当 機関の名称 (認可に係る 場合、記入)		認可日 (認可に係る 場合、記入)		認可文書番号 (認可に係る場合、 記入)	
外国（地域）企業情報	企業名称（中国語）				
	企業名称（外国語）				
	外国（地域） 企業住所				
	存続期限	年	月	日から	年 月 日まで
	署名有権者の 氏名				
備考：1. 本申請書は外国（地域）企業の常駐代表機構登記、変更、抹消、届出に適用される。 2. 本申請書はA4紙で使用すべきである。プリントアウトの場合、黒の万年筆あるいはサインペンで署名する。手で記入する場合、黒の万年筆あるいはサインペンではっきりと署名する。					

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

外国（地域）企業情報	企業責任形式	<input type="checkbox"/> 有限責任		<input type="checkbox"/> 無限責任
	資本金（資産）	万ドル	国籍（地域）	
	業務範囲			
<input type="checkbox"/>変更／届出(変更／届出のみ、今回の申請と関係がある事項のみ)				
変更／届出事項	元の登記内容		変更／届出後の登記内容	
<input type="checkbox"/>抹消（抹消登記のみ）				
抹消原因	<input type="checkbox"/> 外国（地域）企業が常駐機構を廃止 <input type="checkbox"/> 常駐機構の期限が満了し、業務活動を継続しない。 <input type="checkbox"/> 外国（地域）企業が終了 <input type="checkbox"/> 法により常駐機構が認可を取り消される。あるいは、閉鎖を命じられる。			
税務登記抹消状況	<input type="checkbox"/> 抹消済		<input type="checkbox"/> 納税義務なし	
税関手続の抹消状況	<input type="checkbox"/> 抹消済		<input type="checkbox"/> 税関事務なし	
認可機構（認可に係る場合、記入）				
認可文書番号		認可日期		

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

<input type="checkbox"/> 指定代表者あるいは委託代理人（記入必須）			
委託権限	1、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 登記資料の写しを審査し、審査意見の表示； 2、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 企業が用意した資料の修正； 3、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 関連書類の記入エラーの修正； 4、同意 <input type="checkbox"/> 、拒否 <input type="checkbox"/> 営業許可書および関連資料の受領。		
固定電話番号		携帯電話番号	
指定代表者あるいは委託代理人の身分証明書の写しの貼付位置			
指定代表・委託代理人署名			
年 月 日			
<input type="checkbox"/> 申請者承諾（記入必須）			
本申請者及び署名者は提出した資料文書及び記入した情報が真実かつ有効であり、相応の法律責任を負うことを承諾する。			
外国（地域）企業権利署名者署名：			
（社印捺印）			
年 月 日			

添付 1

**外国（地域）企業常駐代表機構
首席代表者・代表者情報表**

機構名称					写真
代表者氏名		役職		国籍	
入国時間		携帯電話 番号		固定電 話番号	
身分証明書 種類				身分証 明書番 号	
中国滞在期間の住所					
代表証の有効期限				年 月 日から 年 月 日まで	
首席代表者/代表者履歴書				身分証明書写しの貼付位置	
<p>以下のような首席代表者、代表者を担当してはいけない事情がないことを誓約します。</p> <p>1、中国国家安全あるいは社会公共利益を害し、刑罰を受けている場合。</p> <p>2、中国国家安全あるいは社会公共利益を害する活動に従事し、法律に従い設立登記が抹消された、登記証を取り消された、または関連部門に廃業させられた代表機構の首席代表、代表であり、抹消・廃業の日から5年以内の場合。</p> <p style="text-align: center;">首席代表者/代表者の署名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>					

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>

添付 2

連絡員情報

姓名		固定電話番号	
携帯電話番号		E-メール アドレス	
身元証明証類型		身元証明証番号	
身元証明書の写しの貼付位置			

備考:

1. 連絡員は主に本企業と企業登記機関との連絡とコミュニケーションを担当し、且つ本人個人情報により国家企業信用情報開示システムにアクセスし、法による本企業の関係情報を社会に向け公布する。連絡員は企業登記及び企業情報開示に関する法規を理解すべきである。
2. 『連絡員情報』に変更がない場合、改めて記入の必要はない。

国家市場監督管理総局作成 <http://www.samr.gov.cn/>